

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⁸⁷〕

マイナンバー(個人番号)のメリット・利用範囲・管理について

Q：マイナンバー(個人番号)導入のメリットと利用範囲・情報管理について教えてください。

A：マイナンバー(社会保障・税番号)制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

まず、行政の効率化ですが、国や地方公共団体の間で情報連携が始まると、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、手続が正確でスムーズになります。

次に、国民の利便性の向上ですが、マイナンバー制度の導入後は、社会保障・税関係の申請時に、課税調書などの添付書類が削減される場合があるなど、面倒な手続が簡単になります。また、本人や家族が受けられるサービスの情報のお知らせを受け取ることも可能になる予定です。

そして、公平・公正な社会の実現ですが、国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可

能になります。

マイナンバーは、国や地方公共団体などで社会保障、税、災害対策の3つの分野のうち、法律が自治体の条例で定められた手続でのみ使用されま

す。
平成28年1月以降、年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載が求められます。

マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

情報管理については、個人情報外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと、といった懸念の声に対し、安全・安心を確保するため、制度・システムの両面から、個人情報保護の措置を講じています。

制度面の措置としては、法律に定めがある場合を除き、マイナンバーを含む個人情報の収集・保管を禁止し、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督を行います。また、法律違反の場合の罰則も重くなっています。

システム面の措置としては、まず、個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバーは次のような場面で使います。



毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します

厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します

証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します

金融機関
顧客の個人番号を法定調書等に記載して税務署などに提出します

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します

従業員やその扶養家族の個人番号を源泉徴収票等に記載して税務署や市区町村に提出します

国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

民間事業者も、税や社会保険の手続で、マイナンバーを取り扱います。



国民

従業員やその扶養家族

金融機関の顧客原稿の執筆者など

民間事業者

源泉徴収票や支払調書の作成

各種法定調書や被保険者資格取得届等に個人番号を記載し、行政機関等に提出します。

支払調書 (イメージ)

支払を	個人番号	1234...
受ける者	氏名	番号 太郎

被保険者資格取得届 (イメージ)

個人番号	被保険者氏名	資格取得年月日
5678..	難波 一郎	25. 4. 1
9876..	難波 花子	25. 4. 1

健康保険、厚生年金、雇用保険の被保険者資格取得届の作成

行政機関

税務署 市区町村

年金事務所 健康保険組合 ハローワーク

法律で定められた事務以外でマイナンバーを利用することは出来ません。

(税制委員会：小林秀子、麿秀行グループ稿) (監修：関東信越税理士会 松本支部)

さあ！ネットで申告・納税
イータックス (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)